

令和8年度版

水産業制度金融のご案内

～持続可能で活力ある水産業の確立に向けて～



● 主な水産業金融制度一覧（資金詳細及び他の資金については各資金の項目を参照）

使途／資金名	漁業近代化資金	漁業経営安定資金	漁業経営維持安定資金	沿岸漁業改善資金	水産加工原魚購入資金	中小企業経営安定資金・一般資金	農林漁業セーフティネット資金	農林漁業施設資金	水産加工資金
該当ページ	1～2	2	3	4	3	3	5	5	5
漁船を購入したい	●								
漁船を改造したい	●			●					
漁具倉庫を整備したい	●							●	
水産物加工施設等を整備したい	●					●		●	●
養殖設備を設置したい	●			●				●	
漁具等を購入したい	●			●				●	
種苗を購入したい	●			●					
運転資金を用意したい		●				●	●		
水産加工原魚を購入したい					●	●			
債務を整理したい			●						

宮城県

漁業近代化資金

漁業者等が資本装備の高度化及び経営の近代化を図るために、
東日本信漁連・農林中央金庫から借り受ける低利な資金

(金利は令和8年4月20日現在)

資金種類	貸付対象事業	貸付利率 (年%以内)		償還期限 (年以内)		据置期間 (年以内)	貸付限度額
		漁業者等	漁協等	漁業者等	漁協等		
(1号資金) 漁船資金	総トン数130トン未満の漁船 ○漁船の建造・取得・改造 ○船体以外のもの 推進機関、魚群探知機、レーダー、ジャイロコンパス、油圧装置等 総トン数20トン未満の漁船 総トン数20トン以上の漁船	2.60		20 〔木船9 船体以外の改造 10〕		3 (木船2)	
(2号資金) 漁船漁具保管 修理施設・水 産物加工施設 等資金	○漁船漁具保管修理施設…漁具倉庫等 ○漁業用資材保管施設…資材えさ倉庫等 ○漁船用油水供給施設 ○養殖池 ○蓄養池 ○養殖用作業舎 ○水産種苗生産施設…採苗施設、飼育池等 ○水産物処理施設…荷さばき販売所建物、水揚機械施設、海水浄化施設、給排水施設、計算センター、トラックスケール、せり機械施設等 ○水産物保蔵施設…水産物倉庫、冷蔵施設等 ○水産物加工施設 ○製氷冷凍施設…製氷施設、冷凍施設 ○水産物等運搬施設…運搬船等 ○水産物販売施設…活魚等販売施設 ○漁業用通信施設	2.60	2.60	15	20	3	○漁業者等 万円 ・漁船の建造・取得 20トン未満 9,000 20トン以上 36,000 ・漁業に必要な漁船舶体以外の施設 9,000 ・養殖業を営む者 法人 36,000 個人 9,000 漁業生産組合 9,000 ・水産加工業を営む者 9,000 ・20トン未満漁船漁業、養殖業又は水産加工業の複合経営を営む者 36,000 ・上記以外の漁業を営む個人 1,800 ○漁協等 120,000 ○農林水産大臣又は知事が承認したときはその承認額
(3号資金) 漁場改良造成 用機具等資金	○漁場改良造成用機具 ○漁船用油水供給用機具 ○水産種苗生産用機具…ヒーター、培養器等 ○養殖用えさ調製供給用機具…給餌器、播種器等 ○養殖用肥料薬剤施用機具…散布機械等 ○養殖水産物収穫用機具…のりつみ機等 ○水産物等運搬用機具…運搬車等 ○生産・経営管理情報処理用機具	2.60	2.60	7	10	2	
(4号資金) 漁具等資金	○漁具…漁網綱、浮子、沈子、ラジオブイ、集魚灯、潜水用具、えり、やな、かご等 ○養殖いかだ ○農林水産大臣が定める養殖施設…はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設、小割り式養殖施設	2.60		5 〔大型定置網 10〕		2	※貸付対象者 ○漁業者等 漁業を営む個人、漁業を営む法人(常時使用する従業者数が300人以下、かつ、その使用する漁船の総トン数が3,000トン以下であるものに限る)、漁業生産組合、水産加工業を営む個人、水産加工業を営む法人(常時使用する従業者数が300人以下又は資本金1億円以下であるものに限る) ○漁協等 漁協、漁連、水産加工協、水産加工協連、漁業者等が主たる構成員となっている水産振興公益法人等
(5号資金) 水産動植物の 種苗の購入・ 育成資金	○成育期間が通常1年以上である水産動植物であって、農林水産大臣が定めるもの(指定水産動植物)…かき、ほたてがい、あわび、あかがい、あさり、ほや、うに、こんぶ等 ○農林水産大臣が指定するもの ア 養殖に係るものは、通常1年以上の期間育成する指定水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金 イ 増殖に係るものは、ほたてがい、あわび、あかがい、あさり、うに等の種苗の購入又は育成に必要な資金	2.60		5		2 (3) ※ほたてがいの増殖のみ等の養殖	
(6号資金) 漁村環境整備 施設資金	○農林水産大臣が定める施設 漁村情報処理・通信施設(有線放送施設・有線放送電話施設を含む)、漁船舶員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道、廃棄物処理施設 ※漁業協同組合等の借入に限る	-	2.60	-	5~20	3	

(注)1 融資機関: 東日本信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫

2 漁業近代化資金は、補助残融資としての利用ができません。

3 融資率: 総事業費(補助金が交付される場合は、総事業費から当該補助金の額を差し引いた額)の80%~100%以内

4 ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者等に対しては、一部の資金において、貸付当初5年間実質無利子化や実質無担保化、保証料当初5年間免除の措置が講じられる場合があります。(それぞれ対象となる資金は異なります。)

(震災特例措置(東日本大震災の被災漁業者等で原子力発電所の事故による災害の影響を受けているものが借り入れる場合))

・償還(据置)期限の3年間延長: 20年(据置3年)以内→23年(据置6年)以内

・最長18年間の実質無利子化

・無担保、無保証人、実質保証料0%

資金種類	貸付対象事業	貸付利率 (年%以内)		償還期限 (年以内)		据置期間 (年以内)	貸付限度額
		漁業者等	漁協等	漁業者等	漁協等		
(7号資金) 特認資金	漁場改良造成施設…開発機械施設、のり防波導流施設、たこ産卵施設等	2.6	2.6	12	15	2 (漁協等3)	○漁業者等 万円 ・漁船の建造・取得 20トン未満 9,000 20トン以上 36,000 ・漁業に必要な漁船船体以外の施設 9,000 ・養殖業を営む者 法人 36,000 個人 9,000 漁業生産組合 9,000 ・水産加工業を営む者 9,000 ・20トン未満漁船漁業、養殖業又は水産加工業の複合経営を営む者 36,000 ・上記以外の漁業を営む個人 1,800 ○漁協等 120,000 ○農林水産大臣又は知事が承認したときはその承認額 ※貸付対象者 ○漁業者等 漁業を営む個人、漁業を営む法人(常時使用する従業者数が300人以下、かつ、その使用する漁船の総トン数が3,000トン以下であるものに限る)、漁業生産組合、水産加工業を営む個人、水産加工業を営む法人(常時使用する従業者数が300人以下又は資本金1億円以下であるものに限る) ○漁協等 漁協、漁連、水産加工協、水産加工協連、漁業者等が主たる構成員となっている水産振興公益法人等
	漁協等共同利用船舶…監視船、指導船等	-	2.6	-	15	3	
	水産物の処理加工に伴って生ずる公害の防止のために必要な施設	2.6	2.6	12	15	2 (漁協等3)	
	海浜等環境活用施設…釣り場、潮干狩り場、休養施設、蓄養殖施設、水産物直売施設、特産民芸品加工施設、漁家民宿施設、遊漁船等	2.6	2.6	12	15	2 (漁協等3)	
	漁村給排水施設…給排水施設、浄化槽等	2.6	-	15	-	3	
	漁家住宅	2.6	-	15	-	3	
	初次的経営資金	2.6	2.6	5		2	
	密漁監視施設	2.6	2.6	12	15	2 (漁協等3)	
	水産業労働力確保施設資金…宿泊施設、休憩施設	2.6	-	15	-	3	

(注) 1 融資機関：東日本信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫
 2 漁業近代化資金は、補助残融資としての利用ができます。
 3 融資率：総事業費(補助金が交付される場合は、総事業費から当該補助金の額を差し引いた額)の80%～100%以内
 4 ウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた漁業者等に対しては、一部の資金において、貸付当初5年間実質無利子化や実質無担保化、保証料当初5年間免除の措置が講じられる場合があります。(それぞれ対象となる資金は異なります。)

(震災特例措置(東日本大震災の被災漁業者等で原子力発電所の事故による災害の影響を受けているものが借り入れる場合))
 ・償還(据置)期限の3年間延長：20年(据置3年)以内→23年(据置6年)以内
 ・最長18年間の実質無利子化
 ・無担保、無保証人、実質保証料0%

漁業近代化資金に係る上乘せ利子補給

(金利は令和8年4月20日現在)

資金名	貸付対象	貸付利率 (年%以内)	備 考
青年漁業者等支援資金	40歳未満の青年漁業者又は青年漁業者たる後継者を有する漁業者が漁業近代化資金を借り入れた場合の金利負担軽減措置	1.60	・漁業近代化資金貸付利率から一部低減 ・最大5年間の金利負担軽減措置

漁業経営安定資金

漁船漁業や養殖業の経営安定化のために必要な資金

(金利は令和8年4月20日現在)

貸付対象者	融資機関	貸付対象	貸付利率 (年%以内)	償還期限 (年以内)		貸付限度額
				(年以内)	据置期間 (年以内)	
漁船漁業者、養殖業者	東日本信用漁業協同組合連合会	漁船漁業、養殖業等の経営安定化とその振興を図るための漁業経営に必要な運転資金	1.9	3	-	所属する漁協及び東日本信漁連が認めた額

水産加工原魚購入資金

水産加工業者の加工用原魚購入のために必要な資金

(金利は令和8年4月20日現在)

貸付対象者	融資機関	貸付対象	貸付利率 (年%以内)	償還期限		貸付限度額
				(年以内)	据置期間 (年以内)	
水産加工業協同組合、 水産加工業者	東日本信漁連、漁協、農林 中央金庫、銀行、信用金庫	水産加工業者の加工用 原魚購入に必要な資金	1.9	1	-	8,000万円

債務整理のための資金

固定化債務の整理により経営再建を図るための借換資金

(金利は令和8年4月20日現在)

資金名	貸付対象者	融資機関	貸付利率 (年%以内)	償還期限		貸付限度額
				(年以内)	据置期間 (年以内)	
漁業経営維持安定 資金	固定化債務の整理を必 要とする漁業者	東日本信漁連、 漁協、農林中央 金庫、銀行、信用 金庫、信用組合	2.60～3.05	10 (特認15)	3	○漁船漁業 使用する漁船の総トン数により 4,000万円～4億円 ○養殖業 4,000万円 ○定置漁業 大型8,000万円、小型4,000万円 ○その他特に認めた額

(漁業経営維持安定資金に係る震災特例措置)

- ・貸付限度額の引上げ: (例) 漁船漁業を主として営む者のうち使用する漁船の総トン数が30トン未満のもの 4,000万円→7,000万円
養殖業を主として営む者 4,000万円→8,000万円
- ・償還(据置)期限の3年間延長: (例) 10年(据置3年)以内→13年(据置6年)以内
※償還(据置)期限の延長は、東日本大震災の被災漁業者で原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者が借り入れる場合に限る。

その他の資金

(金利は令和8年4月20日現在)

資金名	貸付対象者	貸付対象	融資機関	貸付利率 (年%以内)	償還期限		貸付限度額
					(年以内)	据置期間 (年以内)	
漁業経営サポート 資金	災害等により漁業 経営に影響が生じ ている漁業者	局地的な災害等の影響を受けた漁 業経営に必要な運転資金	東日本信漁 連、銀行等	原則 無利子	2	1	500万円ただし水産業 影響額を超えない額
水産業災害対策 資金	天災により水産施 設や水産物等に被 害を受けているこ とについて市町長 から認定を受けた 漁業者	施設復旧費用や当面必要な運転 資金等	東日本信漁 連、銀行等	※1	※2		※3

(水産業災害対策資金について(※1～※3))

水産業災害対策資金の貸付利率等は災害の都度定めることとなっており、希望する方は居住する市町の水産担当部署へお問い合わせください。

中小企業経営安定資金・一般資金

経営の安定に必要な資金

(金利は令和8年4月20日現在)

貸付対象者	融資機関	貸付対象事業	貸付利率	償還期限		貸付限度額
				(年以内)	据置期間 (年以内)	
次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必 要とする者 ②経済変動等外部要因により経営 が不安定化している者	宮城県内に本店・支店を 有する銀行、信用金庫、 信用組合、商工組合中央 金庫、農林中央金庫	運転資金・設備資金	長期資金 (1年を超えるもの) 2.30% 短期資金 (1年以内のもの) 1.90%	運転資金 7 設備資金10	運転資金 1 設備資金 1	8,000万円

(注) 貸付対象者は、県内に事業所等を持ち、県内で事業を営む中小企業者等となります。

詳しくは、宮城県経済商工観光部商工金融課(電話022-211-2744)までお問い合わせください。

沿岸漁業改善資金

沿岸漁業従事者等に対して、県が貸し付ける無利子の資金

資金種類		貸付対象事業	償還期限	据置期間	貸付限度額	
経営等改善資金	操船作業省力化機器等設置資金	自動操縦装置 遠隔操縦装置 サイドスラスター レーダー 自動航跡記録装置 GPS受信機	年以内 7	年以内 1	1 台 100万円 // 50 // 400 // 180 // 120 // 130	万円 500
	漁ろう作業省力化機器等設置資金	動力式つり機 ラインホーラー等の揚縄機 ネットホーラー等の揚網機 巻取りウインチ 放電式集魚灯 漁業用クレーン 漁獲物等処理装置 海水冷却装置 海水殺菌装置 漁業用ソナー カラー魚群探知機 潮流計	7	1	1 件 500 1 台 120 // 120 // 500 1 セット 200 1 台 400 // 500 // 180 // 300 // 500 // 150 // 500	500
	補機関等駆動機器等設置資金	補機関(動力取り出し装置付き推進機関を含む) 油圧装置	7	1	1 台 400 // 500	500
	燃料油消費節減機器等設置資金	推進機関(漁船用環境高度対応機関) 定速装置 発光ダイオード式集魚灯	7	1	1 台 2,400 // 120 1 セット 1,300	2,500
	新養殖技術導入資金	養殖施設、種苗の購入又は生産、餌料等	4	2	1 件 400	
	資源管理型漁業推進資金	①資源管理措置を行うのに必要な改良漁具等 ②低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具等 ③漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための施設等	10	3	1 件 1,200	
	環境対応型養殖業推進資金	①養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機等 ②養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な金網生けす等 ③①又は②に関連して必要な餌料成分分析機等	10	3	1 件 2,000 (漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあっては1,200)	
	乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり 安全カバー装置 揚網機安全装置	5	1	1 件 50 // 50 // 40	150
	救命消防設備購入資金	救命胴衣 消火器 イーバブ 小型漁船緊急連絡装置 レーダートランスポンダ	2 5	-	1 件 10 // 10 // 60 // 130 // 65	130
	漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置 甲板下の魚そう	5	1	1 件 30 // 100	150
生活改善資金	漁船衝突防止機器等購入等資金	レーダー反射機 無線電話	5	-	1 件 40 // 40	120
	漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識(灯火付きブイ、レーダー反射器付きブイ)	5	-	個 人 70 団体・会社 130	130
	特認資金	都道府県が農林水産大臣と協議して指定するもの	5	1	農林水産大臣が別に定める額	
	生活合理化設備資金	し尿浄化装置・改良便所 自家用給排水施設(動力ポンプを除く) 太陽熱利用温水装置	3 2	-	1 件 30 // 10 // 10	
	住居利用方式改善資金	居室 炊事施設 衛生施設 家事室等	7	-	1 件 150	
	婦人・高齢者活動資金	婦人又は高齢者のグループが行う生産活動に要する漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器、種苗、餌料、加工用原材料、資材等	3	-	1 件 80	
	研修教育資金	国内研修(旅費、教材費、授業料、視察費等) 国外研修(旅費、教材費、授業料、視察費等)	5	1	1 件 180 // 100	180
	高度経営技術習得資金	近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得に必要な費用	5	-	1 件 150	
	漁業経営開始資金	沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用(漁船、機器、施設、漁具、種苗、餌料等)	10	3	1人、1団体2,000(漁業共同改善計画認定者は5,000万円。部門経営開始にあっては800万円)	
	青年漁業者等養成確保資金					

(注) 貸付対象者

- 経営等改善資金：沿岸漁業(漁船使用にあっては20トン未満)を営む個人、漁生組、漁協、協業体、会社(常時使用する従業員の数が20人以下であるものに限る。)
- 生活改善資金：沿岸漁業の従事者(うち婦人・高齢者活動資金は沿岸漁業の従事者の組織する団体)
- 青年漁業者等養成確保資金：青年漁業者、沿岸漁業労働従事者(高度経営技術習得資金及び漁業経営開始資金は青年漁業者又はその組織する団体)

(注) 沿岸漁業改善資金は、国の補助残融資としての利用はできません。

日本政策金融公庫資金

漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金

(金利は令和8年4月20日現在)

資金種類		貸付対象事業	貸付対象者	貸付限度額 (次のいずれか低い額)	貸付利率 (年 %)	償還期限 (年以内)	
農林漁業施設資金	共同利用施設	養殖施設、水産物処理施設・水産物保存施設、水産物処理加工施設・水産物販売施設、補給施設、バイオマス利活用施設、その他の共同利用施設の改良・造成・復旧・取得	水産業協同組合(漁業生産組合を除く)、5割法人・団体、漁業振興法人	○融資率 80%以内 ※2	一般 2.60～2.95 災害復旧 1.75～2.60	20	3
	主務大臣指定施設	漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の改良・造成・取得	漁業を営む個人・法人※1	○融資率 80%以内 ○漁具2,000万円×漁ろう体数(6,000万円限度) 15トン以上のまき網漁業の漁具2億円(2漁ろう体以上4億円) 定置網漁業の漁具3億円×漁ろう体数(6億円限度) ○内水面養殖 非補助の場合 個人 2,500万円 法人 5,000万円 ○海面養殖3,600万円(漁生組7,200万円、陸上養殖施設3億円) ○漁船漁業用施設5,000万円(水産物処理加工施設3億円)	一般 2.60 災害 1.75～2.45	15	3
水産加工資金		次の事業を行うために必要な施設の改良、造成、取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得 (1) あさき、あじ、いわし、かつお、かれい、さば、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、まぐろ、まだら、いか、たこ、かき、ほたてがい、海藻類を原材料とする①②に掲げる事業 ①新製品・新技術の開発・導入 ②製造加工の共同化(施設の共同化、加工団地への移転)、原材料又は製品の転換、合併又は営業の譲受 (2) (1)に掲げる水産物の非食用部位を原材料とする食用に通常供しない水産加工品の製造又は加工の事業 (3) 県内において、おきあみ、ほやを原材料とする食用水産加工品の製造又は加工の事業	水産加工業を営む個人・法人、水産業協同組合、中小企業等協同組合	○融資率 80%以内	2.30～3.20 (特利※3 2.15～3.05)	10年超 25	3

- (注) 1 漁業を営む者：漁業を営む者であって、常時使用する従業員が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が3,000トン以下である個人・法人・漁業生産組合
2 融資率○○%以内：総事業費(補助金が交付される場合は総事業費－当該補助金額)の○○%以内
3 特利：小型魚の使用・輸入依存度の高い魚種から国内生産量が多い魚種への転換に必要な施設の取得等(1.2億円まで)

農林漁業セーフティネット資金

(金利は令和8年4月20日現在)

事業の内容	貸付対象者	貸付限度額	貸付利率 (年 %)	償還期限
経営の維持安定に必要な長期運転資金等 ただし、以下のいずれかの状況にある者に限る。 (1) 災害(台風、高潮、津波、地震等)に伴う経営再建費用 (2) 法令に基づく処分等による経済的損失 (3) 社会的又は経済的環境の変化による次にあげる経営状況の悪化 ・粗収益の減少や所得率の悪化 ・売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件の悪化 ・取引先金融機関の業務停止や貸し渋り等の影響による資金繰りの悪化 ・一時的な水産物価格の低下や資材高騰等、社会的な要因(農林水産省が指定した事象に限る)による経営の悪化 ・感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する感染症等)による資金繰りの悪化 ・水産物の販売先、資材の仕入先の倒産 ※(1)による借り入れには、市町村長が発行する被災証明書が必要です。	次に掲げる漁業者 1 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に定める改善計画の認定を受けた者 2 漁業所得が総所得(法人は売上高)の過半を占めている者又は粗収益200万円以上(法人は1,000万円以上)である者(漁業を営む漁業協同組合を含む)	○一般 600万円 (※特認 年間経営費等の6/12以内) ○ウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた者等 通常の貸付限度額とは別枠で 600万円※貸付決定期限R9.3.31 (※特認 年間経営費等の6/12以内) ※特認は簿記記帳を行っている者について経営規模等から必要と認められる場合	※1.75～2.45	15年(うち据置3年)以内

(注) ウクライナ情勢等に伴う原油価格・物価高騰等に係る金利負担軽減措置及び実質無担保・無保証人措置については、令和9年3月31日までに貸付決定したものを。

漁業信用基金協会の債務保証

漁業信用基金協会とは

漁業信用基金協会は、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）に基づき設立された公的保証機関です。中小漁業者等が融資機関から資金を借りる場合、債務保証をいたします。

保証対象者

基金協会は会員制をとっていますので、一口以上の出資金を払込んで会員になっていただく必要があります。

会員になれる方は、宮城県内に住所又は事業所を有する中小漁業者等の皆様です。

主な資金の保証料率

■ 漁業近代化資金……………使用する漁船の総トン数が20トン以上	0.43%
その他	0.42%
■ 一般資金（事業資金）……………使用する漁船の総トン数が20トン以上	1.07%
その他	0.87%

※経営改善漁業者等に対し、漁業近代化資金等の保証料が国の予算の範囲内で最長5年間助成を受けられる可能性があります。

保証料の支払い

資金ごとの保証料率で算定した保証料を保証時点から基本的に毎年一年分を分割前払でお支払いいただきます。

該当金融機関

基金協会と保証契約を締結している金融機関であり、保証契約ができる金融機関は以下のとおりです。

- 農林中央金庫
- 信用漁業協同組合連合会
- 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合及び同法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合
- 銀行、信用金庫、信用協同組合
- 受託漁業協同組合 等

代位弁済

中小漁業者等が万が一、病気、その他やむを得ない事情で金融機関に借入金の返済ができなくなった場合は、一定期間経過後、金融機関の請求により、基金協会が中小漁業者等の代わりに金融機関に立替え払いをします。

代位弁済後は、中小漁業者等とご相談しながら基金協会へ借入金を返済していただくことになります。

■ 宮城県漁業信用基金協会（〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目6番16号）

電 話 022-221-5326

資金借入を希望される皆さんへ

資金の借入を希望する場合には、事前に借入れ内容について審査（計画の承認等）を受けることになっておりますので、先に融資機関（東日本信漁連等）、市町村の水産担当課、若しくは、最寄りの地方振興事務所水産漁港部等と十分に相談されてから、必要な書類の作成を行ってください。また、宮城県のホームページには、水産業制度資金の紹介や最新の金利情報等を掲載しておりますのでご利用ください。

資金の借入に当たっては、次のような点に特に注意してください。

1 償還期限

各資金ごとに定められた償還期限（据置期間）は、その上限を示すものであって、実際は融資対象施設の耐用年数のほか、融資対象事業の効果、収益力などを考慮して必要な期間にとどめることにしています。

2 制度資金の併用

同一の施設等について、二つ以上の制度資金を併せて借り入れることはできません。

3 事前着手

貸付決定又は利子補給承認前の事業着手や事業が既に完了しているものは、原則として貸付対象となりません。

4 法手続き

関係法令の制度等にかかる事業については、事前に必要な手続きを終了してから申請してください。関係法令とは、例えば次のものをいいます。

- ① 漁船法（第4条漁船の建造・改造及び転用の許可）
- ② 建築基準法（第6条建築物の建築等に関する申請及び確認）
- ③ 水質汚濁防止法（第5条特定施設設置の届出）
- ④ 都市計画法
- ⑤ 消防法

5 目的外使用の禁止

資金は、借入れ目的以外の用途に使用できません。

6 計画変更

当初計画（事業量、事業費、事業内容等）を変更する場合は、事前に各資金ごとに所定の手続きをとってください。

7 経理状況

事業の経理状況を明確にするため、資金の受入れや支払いに際しては、自己資金を含め、借入者名義の預金口座を利用してください。また、支払先からは必ず領収書を受け取り、償還終了まで保管してください。

8 事業完了

事業完了後は、領収書に基づき実績事業費を確認してください。もし融資率を超過している場合は、繰上償還等の所定の手続きをとってください。

9 貸付利率の改正

貸付利率は、令和8年4月20日現在で記載しております。金利等の変動に伴い制度資金の貸付利率が改正されることがありますので、借入れに当たっては、融資機関に確認してください。

相談窓口

● 仙台地方振興事務所水産漁港部	022-365-0192	● 気仙沼地方振興事務所水産漁港部	0226-22-6852
● 東部地方振興事務所水産漁港部	0225-95-7914	● 日本政策金融公庫仙台支店融資第三課	022-221-2335
● 宮城県水産林政部水産業振興課	022-211-2935	● 東日本信用漁業協同組合連合会宮城支店	0225-21-5715



<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/>

